

島原本広第356号
平成28年9月2日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社
常務取締役執行役員
島根原子力本部長 古林行雄

「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）」に係る原子力規制委員会への報告について

平成28年8月24日付け「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）」（原規規発第1608242号）について、本日、添付のとおり原子力規制委員会へ報告しましたので、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第8条第1項（9）に基づきご連絡いたします。

添付資料

「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）」に対する報告について

以上



電原設第53号
平成28年9月2日

原子力規制委員会 殿

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水 希茂

「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る
調査について（指示）」に対する報告について

平成28年8月24日付け「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素
偏析の可能性に係る調査について（指示）」（原規規発第1608242号）の指示に基づき、
島根原子力発電所における調査対象機器の製造方法および製造メーカーについて別紙のと
おり報告いたします。

以上

別紙 原子炉圧力容器における製造方法および製造メーカーの調査結果について（報告）

原子炉圧力容器における
製造方法および製造メーカーの調査結果について
(報告)

平成28年9月
中国電力株式会社

1. はじめに

本報告書は、原子力規制委員会より発出された「仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査について（指示）」（平成28年8月24日付 原規規発第1608242号）にて報告指示があった以下の事項のうち（1）の調査の結果を報告するものである。

（1）実用発電用原子炉施設（廃止措置計画の認可を受けた施設、原子炉を運転することができる期間が満了した施設及び福島第一原子力発電所を除く。）の以下の調査対象機器について、製造方法及び製造メーカーを調査し、その結果を平成28年9月2日までに原子力規制委員会に報告すること。

調査対象機器	
沸騰水型原子炉	原子炉圧力容器

（2）（1）の調査の結果、鍛造鋼の使用が確認された場合は、当該鍛造鋼が規格（JIS等）を上回る炭素濃度領域を含む可能性について評価し、その結果を平成28年10月31日までに原子力規制委員会に報告すること。

2. 調査対象

島根原子力発電所第2，3号機における，原子炉圧力容器（上蓋，下鏡および胴部）を対象とする。

※1 島根原子力発電所第1号機は，原子炉を運転することができる期間が満了した施設であることから対象外とした。

3. 調査結果

調査結果の詳細について，添付資料－1に示す。

以 上

添付資料－1 原子炉圧力容器の製造方法および製造メーカー調査結果

原子炉圧力容器の製造方法および製造メーカー調査結果

プラント	原子炉圧力容器					
	上蓋		下鏡		胴部	
	製造方法	製造メーカー	製造方法	製造メーカー	製造方法	製造メーカー
島根原子力発電所 第2号機	鋼板 鍛造	川崎製鉄	鍛造	川崎製鉄	鋼板	川崎製鉄
島根原子力発電所 第3号機	鋼板 鍛造	JFEスチール 日本製鋼所	鍛造	日本製鋼所	鍛造	日本製鋼所